

令和元年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

- 1 開催日時  
令和元年11月28日(木)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時35分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 302・303会議室
- 3 出席委員  
水谷 憲明、木村 浩二、福田 祥治、柘原 圭子、中筋 敏文、伊藤 雅一 6名
- 4 欠席委員  
水野 浩樹
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
企画部長 若杉 博之、人事課長 松原 芳宣、人事課長補佐 山本 慎平、  
人事課給与厚生係長 青山 剛士、人事課 主事 松原 拓也
- 7 議題等  
(1) 特別職の報酬等の額について  
(2) その他
- 8 会議の要旨

企画部長	<p>委員の皆様には、何かと御多忙の中御出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、令和元年度第1回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第6になりますが、そこまでは、事務局で進めてまいりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日は1名の委員から欠席の申し出がございますが、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の2 会議の公開について事務局より説明させていただきます。</p>
人事課長	<p>市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関等の会議は、公開をすることとしています。</p> <p>会議の公開とは、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。</p> <p>本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の3「市長の挨拶」に移ります。森市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆さま、こんにちは。市長の森でございます。本日は特別職報酬等審議会の開催にあたりまして、皆様方には、何かと御多用の中、本審議会委員をお願いしましたところ快くお引き受けをいただき、厚くお礼申し上げます。また、お忙しい中、第1回の審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p>

	<p>今年の人事院勧告では、最近の景気動向を受けた民間賃金の引き上げの動きを反映し、一般職の職員については6年連続で月例給、ボーナスともに引き上げの勧告がなされました。内容としては、俸給表を平均0.1%引き上げ、勤勉手当については0.05月分引き上げといったものであります。これを受けて、本市職員についても人事院勧告どおり給与改定を行う予定でございます。このような状況の中、私を始め、特別職の報酬・給料額が、市民の皆さまの目線で御理解いただける金額なのか、審議会の御意見を聞かせていただきたく、本審議会を開催いたしました。委員の皆様方には、ぜひとも活発に御審議いただき、答申していただければと存じます。以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
企画部長	<p>それでは、次第の4「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料1」を御覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 (委員紹介) 続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	(事務局自己紹介)
企画部長	<p>次に、次第の5 協議事項に入ります。 (1) 会長の選任 と (2) 同職務代理者の選任でございます。審議会条例第4条によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。 どういふ方法がよろしいでしょうか。</p>
水谷委員	推薦という形でどうでしょうか。
企画部長	<p>推薦との御発言をいただきました。その他ありますでしょうか。 ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。</p>
木村委員	会長は審議会の取りまとめ役という大切な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	<p>ただいま、木村委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨の御発言をいただきました。他に推薦はございますでしょうか。 他にはないようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするというので、御異議ございませんでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一先生に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言御挨拶をよろしくお願いいたしますと思います。
会長	(会長席へ移動)
会長	<p>改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど市長さんからの御挨拶の中にもありましたように、人事院勧告では、6年連続で引き上げとされ、市職員の方は人事院勧告を踏まえて給与改定をされるということです。特別職の報酬等については、市民目線で、というお話がありましたので、当審議会では各界各層から委員の方にお集まりいただいておりますから、私としましては皆さまの御意見を踏まえて、よりよい答申をまとめていきたいと考えています。特別職という大変市の重責を担った方々の報酬等ということですので、慎重に審議していきたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長から御指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。
会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店から御推薦の木村浩二様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長から御指名をいただきました、木村浩二様を職務代理者に決定したいと思います。木村様から一言御挨拶をいただきたいと思ひます。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店 支店長の木村と申します。よろしくお願ひします。審議会には初めて出席させていただきますが、地域金融機関として、地域に貢献することが使命であります。一生懸命進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
企画部長	滞りなく、会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございます。 次に、次第の6「諮問」に入ります。 これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
市長	(会長席の近くへ移動)
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	(審議会会長に諮問書を手渡し)
企画部長	なお、委員の皆さまには、諮問書の写しが資料2としてお手元に配付してございますので、御確認をいただきたいと存じます。 それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願ひします。(市長退席)
企画部長	諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、伊藤会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
人事課長	(資料に基づき説明) 資料3「関係条例」 ・7名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成27年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成28年度からは教育長も審議対象となった。 ・一昨年度の答申に基づき、引き上げ、条例を一部改正

<p>給与厚生 係長</p>	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>(1) 資料4「県内各市三役給料月額等一覧」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度審議会を開催していないため、本市は期末手当が3.3月に据え置かれている。</li> </ul> <p>(2) 資料5「県内各市議員報酬月額等一覧」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。</li> </ul> <p>(3) 資料6「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は概ね平均もしくは平均以下</li> </ul> <p>(4) 資料7「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。</li> </ul> <p>(5) 資料8「特別職及び一般職（最高号給者）の年収比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約1.67倍。</li> </ul> <p>(6) 資料9「特別職報酬等月額の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近では、平成29年4月の改定で、市長、副市長、教育長、議長で0.1%の引き上げ。</li> </ul> <p>(7) 資料10「期末手当支給月数の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近では、平成30年4月の改定で、0.05月分増額改定している。</li> </ul> <p>(8) 資料11「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度一般行政職の給料は、人事院勧告に従い平均0.1%引き上げ予定。</li> <li>・消費者物価指数（9月速報値）は、若干下降の傾向。</li> </ul> <p>(9) 資料12「人事院勧告状況（平成25年度から令和元年度まで）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は一般職、指定職ともに据え置き。</li> <li>・審議会の開催がなかった平成30年度については、一般職は月例給平均0.2%引き上げ、勤勉手当0.05月分引き上げ。指定職は月例給の改定はなく、期末手当0.05月分引き上げ。</li> <li>・令和元年度の勧告は、一般職は月例給平均0.1%引き上げ、勤勉手当0.05月分引き上げ。指定職は月例給の改定はなく、期末手当0.05月分引き上げ。</li> </ul> <p>(10) 資料14「本市の教育委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長の給料を検討する際の参考</li> </ul> <p>(11) 資料15「議員の活動状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬を検討する際の参考</li> <li>・市議会の定数を平成31年4月の選挙時から21名から20名に削減。</li> </ul> <p>(12) 資料16「県内各市平成30年度普通会計決算状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の財政力指数は0.92</li> <li>・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良いため。</li> </ul> <p>(13) 資料17「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等</li> </ul>
<p>会長</p>	<p>それでは、今の事務局からの説明を踏まえて、審議に移ります。是非皆さんの忌憚ない意見をお聞かせいただきたいと思います。</p>

会長

まず、かいつまんでポイントを整理いたしますと、本審議会で皆さまに御審議いただくのは、市長、副市長、教育長といった市の三役の給料と期末手当、市議会議員の報酬と期末手当の大きく4種類になります。事務局からは、愛知県下の三役の状況ですとか、議員報酬の愛知県下の状況についての説明や、市議会の自助努力として、定数21名のところを20名に削減しているという説明がありました。また、期末手当については、昨年度、審議会が行われていませんので、昨年度の人事院勧告の内容を踏まえた給与改定には至っていません。具体的には、多くの市で年間3.35月分となっていますが、尾張旭市では昨年度審議会を開いていませんから、一昨年度の3.3月のままとなっているという説明があったかと思えます。さらに、報酬、給与のこれまでどういう推移をしてきたか、という説明に加え、消費者物価指数や一般職員の給与改定の状況の説明がありました。人事院勧告については、本審議会のこれまでの経緯としては、指定職の勧告内容を参考にする場合が多いものとなっています。一般職については月例給0.1%の引き上げとありましたが、指定職については月例給の改定はなく、期末手当については0.05月分引き上げの改定があったということです。最後に、教育長、議員の職務内容であるとか、財政状況、行財政運営についても説明がありました。

審議に当たってのポイントとしましては、昨年度審議会の開催がありませんでしたので、昨年度の人事院勧告の内容をどのように反映させるのか、ということで、今年度の分と昨年度の分を考慮した議論が必要だろうと考えています。また、一昨年度の答申の中の付帯事項として、「審議の過程で、月例給の計算方法において、千円未満の端数を切り上げにすべきとの意見も出されたが、切り上げとした場合には、特別職ごとの改定率に乖離が生じるため、検討課題としつつも今回からの変更は見送った。このため、来年度以降の月例給の審議においては、平成28年度の本審議会において副議長及び議員の千円未満の端数が切り捨てられていることを考慮し、額の判断材料の一つとして欲しいとする意見があった」との記載がありますので、その点も含めて議論をしていただきたいと考えております。

答申する内容について先に申し上げておきますと、特別職の給料、報酬について、引き上げるか、据え置くか、引き下げるか、の3つ、期末手当についても同様です。引き上げか引き下げという結論になった場合には、具体的な改定率（額）についても御審議いただくということになります。

それでは、ただいま事務局から説明がありました資料について、内容確認も含めて御意見、御質問がある方は御発言をお願いします。

中筋委員

今回初めて参加させていただきますので、まずは今までの流れや、資料の内容について勉強する、というところから入らないと、すぐに結論を出すことは難しいのですが、人口、財政状況等含めた他の市とのバランスについて、市としてどのように考えているのか、また、市議会議員の定数が減ったということについてはどのような基準で増減を決めているのかについて、資料を見ていて疑問に思いましたので教えていただきたいと思います。

人事課長	<p>他市とのバランスという点についてですが、まず本市の状況としては、人口規模は約83,000人です。これまでの審議会においては、人口規模についてもある程度加味した審議がなされていると考えております。具体的には、30万人以上の人口規模である豊橋市との比較ではなく、本市と同じぐらいの10万人前後の人口規模の市との比較をした中で議論していると思います。次に財政状況についてですが、歳入歳出総額については、ある程度人口規模に伴って増減してくるものでありますので、財政状況という視点で考えますと、歳入歳出総額よりも、財政力指数、積立金残高、地方債残高、将来負担比率、市の借金である実質公債費といった指標を見ていただくと、他市とのバランスを考える上での参考になるのではないかと思います。本市の財政力指数は0.92であり、県内37市のうち23位となっております。先ほどの説明の中でも申し上げましたが、これは愛知県の自治体の財政状況が非常に良いためであり、全国平均ですと0.51といったものでありますので、本市の財政力指数が全国的に見て低いというわけではないです。将来負担比率については、本市は0.4ですが、これも全国平均ですと30を超えるものです。県内で比較しますとそれほど数字は良くないですが、全国的に見ますと、心配するほどの数字ではないかと思います。次に議員定数についてですが、これは本市の市議会議員の方から提案されて削減しているものであり、行政側が主導で行ったものではないです。</p>
会長	<p>今の説明について私なりの目線で補足させていただくと、バランスというところでは、もちろん、人口規模がこうだから、ということだけで決まるものではないですが、人口規模にある程度比例したかたちで給料額、報酬額については定まっているのかなと思います。国の人事院勧告が民間給与との比較ということになりますので、民間給与、さらには愛知県下の市との比較も検討対象になってくるのではないかと思います。議員定数の話もありましたが、財政状況を踏まえて、市長自らが自助努力で給与を削減したり、あるいは市議会議員自らが自助努力で定数を削減したりするということに関してですが、我々はあくまでも市民目線で市の三役と市議会議員に対する職責に応じて、どのような額が妥当なのかということ審議し、結論を導いていきます。自ら行うというのはかなり政策的な意味合いもありますので、そういった部分は切り分けてお考えいただいた方がいいのではないかと思います。</p>
柁原委員	<p>財政力指数については、1を切ると交付税が交付されるものなので、ちょうどいい数字になるようにうまくやっているのかな、と感じます。市長もまだ1年未満ですが、一生懸命やっていると思います。報酬額については、近隣の改定状況も踏まえて決めていった方がよいのではないかと思います。</p>
人事課長	<p>県内他市も今まさに審議しているところですので、次回の審議会には県内各市の改定状況についての資料も用意したいと思います。</p>

福田委員	<p>長久手市については、今まで特別職報酬等審議会を開いておらず、報酬額が近隣で最低の額となっています。今年は長久手市長が諮問をして審議会が開催されていますが、比較するにあたっては長久手市を除いた方が良いと思います。</p> <p>労働組合の立場で実績を話させていただきますと、連合として昨年の春闘の結果では、全産業で1.91%、金額で言うと4,699円の賃上げでした。人事院勧告の内容との差が若干あると認識いただければと思います。一方で、この10月1日から全産業の労働者の最低賃金が、愛知県は898円から926円ということで、28円上がりました。率で言うと3.1%増となっています。また、東海財務局の方から、中部地方の経済について話がありまして、10月現在で、この地方の経済は緩やかに拡大しているということと、個人消費についても回復しているという財務局の判断があったとの報告があったことも本審議会の判断材料としていただければと思います。</p>
会長	<p>民間の賃上げの状況と、最低賃金の引き上げの状況、東海財務局からの景気回復の見通しについてお話しいただきましたが、木村委員、地域経済についてはいかがでしょうか。</p>
木村委員	<p>今お話しいただいたように、景気は回復、拡大を続けていて、株価についても23,000円台ということで、高水準で推移しています。大企業の収益についてもそういったこともあって高収益を上げており、内部留保を増加させているという状況かと思います。ただ、我々が取引をさせていただいている中小企業というところと言うと、なかなかそこまではなく、前向きな設備投資には向かえず、生活のための資金繰りに窮しているといった話がまだ多くありますので、景気が回復してきているということを実感としては持てないです。経済についても、8月については愛知の景気動向の発表では、景気拡大の動きに足踏みが見られるとのことでした。さらに10月には消費税率の引き上げもありましたので、実際10月については百貨店等においては前年比売り上げ20%減ですとか、自動車についても販売台数25%減ということもありますので、先行きで言うと不透明で、不安もあるのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にございますか。</p>
水谷委員	<p>資料を見て、人口規模としては、尾張旭市は北名古屋市と近いのかな、と思いますが、北名古屋市との比較では、県内各市三役給料月額及び議員報酬月額を順番に見ていくと、順位が前後にずれたりしていて、議員の報酬は少し開きがあるように思いました。県内の位置としてはバランスのいいところにあるのではないかとはいえます。</p>

会長	<p>それでは私の方から、皆さまに御議論いただく論点としてどのようなものがあるのかをお話しさせていただきたいと思えます。特に踏まえる必要はありませんが、これまでの審議会では、大きく7つの点で御議論いただきました。1点目が人事院勧告です。月例給については、一般職0.1%、指定職は改定なし。期末手当については、0.05月分の引き上げになっており、これに加えて昨年度は審議会を開催しておりませんので、昨年度の人事院勧告での0.05月分の引き上げをどう加味するかという点です。2点目が1つ目と重なりますが、人事院勧告の中でも指定職の状況。3点目が先ほど柘原委員からも御意見がありました。他の自治体の改定状況です。これもこれまでの審議会では踏まえています。このあたりは審議途中ですので、2回目の審議会です。それらの状況を報告していただいて、審議するということになるかと思えます。4点目が地域経済や物価の動向になります。地域経済の動向については先ほど福田委員、木村委員からもお話をいただきました。物価については、消費者物価指数について事務局から説明がありましたけれども、下降傾向という状況です。5点目が市の財政状況になります。市の財政状況が悪いと、特別職はリーダーシップを発揮している立場ですので、その報酬額をどうするのかは大きな論点になってきます。6点目、これは把握がしにくいですが、特別職の職責、職務内容がどうなのかということ。教育長の職務はどのようなものなのか、市議会はどのような活動をしてきているのか、あるいは市として行財政運営をどうしているのか、というところ。7点目が議員活動ですが、市議会が開催されている時だけが議員活動ではないと思えます。ただ、個々人で内容にかなり差がありますし、見えにくい部分でもありますので、市議会議員の皆さんの活動をどのようにとらえるか、というところ。以上のような点がこれまでの審議会でも論点としてきた内容になります。もちろん、これ以外も論点にさせていただいてよいかと思えますけれども、参考までに、こういった内容を踏まえて審議しているということ。これまでで何か御意見はございますか。</p>
柘原委員	<p>主婦目線から言うと、消費税が上がったことがすごく大きく、大きな買い物の買い控えに繋がっているのかな、という気がします。ただ地域経済の活性化のためには、給料、報酬を上げて、消費を促す方向に進めるべきなのではないかと思えます。財政状況を見ても尾張旭市は県内で真ん中ぐらいの位置であり、そういう視点からも特別職の給料、報酬を下げる必要はないし、むしろ上げるべきではないかと思えます。</p>
会長	<p>主婦目線ということでお話しをいただきました。市民生活の中で大きいものを中心に買い控えはあるけれども、地域活性化ということを考えると、しかるべき給料・報酬を支払うべきではないかということですね。他には御意見はございますか。</p>
中筋委員	<p>先ほど会長さんがおっしゃられた7点の論点を整理し、文章化していただき、それをたたき台にして議論をしていった方がよいのではないかと思います。</p>
会長	<p>先ほど申し上げた論点については、最終的に答申の中に反映させていただきますので、前提資料として、今日の意見を踏まえ、次回の審議会の資料として事務局から出していただくことは可能ですか。</p>
人事課長	<p>それでは、先ほどお出しいただいた論点の項目についてまとめたものを次回の審議会でも整理していくということで準備させていただきます。</p>



会長	ただ、特別職の職責の評価に関する点については、市からは出しにくいと思いますので、最後の特別職の職責や、議員活動について以外のものを準備いただくことでよろしいでしょうか。特別職の職責や、議員活動については何か御意見があればそれを事務局の方で集約していただくという形でお願いします。中筋委員、それでよろしいでしょうか。
中筋委員	はい。それでお願いします。
福田委員	論点をまとめていただくのは良いとして、私としては、まずは人事院勧告を見て、特別職の報酬をどうするか決めていくという視点が大事だと思います。それで、県内市との報酬額の比較も見ながら、引き上げ、据え置き、引き下げの判断をしていく。私としては、その3つの選択肢の中では、先ほど柘原委員も言われましたが、引き下げはないだろうと考えます。据え置くのか、引き上げるとしたらどのレベルまでなら許容されるのか、という部分が一番のポイントになると思います。今回の人事院勧告では、民間との格差を埋めるために初任給及び若年層を引き上げるというものになっていますよね。
人事課長	今回の人事院勧告では、初任給及び若年層ということで、30代半ばまでの比較的若い年齢の方は毎月の給料月額が引き上げとなりましたが、そうでない方については、据え置きといったような状況でございます。ボーナスについては、年齢関係なく一律で0.05月引き上げとなっています。
福田委員	このボーナスについては、昨年度審議会を開催せず、昨年度分の0.05月分上がっていないということですね。昨年度分については上げないといけないのではないのでしょうか。
会長	引き上げか、据え置きか、引き下げかについては、次回も御意見をお聞きしますけれども、人事院勧告を踏まえても、大きな流れとして引き下げはないだろうということですね。据え置きか引き上げ、では引き上げるならどうするか、という中で、昨年度審議会が開かれておりませんので、昨年度の0.05月分が宙に浮いたかたちになっていますので、そこを踏まえて議論していく、という方向性でよろしいでしょうか。また、中筋委員からお話がありました、より具体的に検討ができるように論点整理をして、事務局から資料をお出しいただく、ということでもよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
会長	いずれにしても周辺自治体の改定状況はすぐには出ませんので、それも含めて次回の審議会事務局から資料をお出しいただいて、具体的に結論に向けた審議をしていくということにしたいと思います。本日の議論はここまでにさせていただきます。それでは、8 その他について事務局からお願いします。
人事課長	諮問の内容とは異なりますが、この度、尾張旭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に掲げる行政委員会及び附属機関の委員等の報酬額について改定することを予定しておりますので、委員の皆様御意見を伺いたいものがございます。
会長	本審議会の審議対象ではありませんけれども、同じ特別職の非常勤職員の報酬について、審議会の皆さまに御意見をいただきたいとのことです。これはもともとの審議対象ではありませんので、委員の皆様確認した上で進めたいと思います。ただいま、事務局より提案がありました内容について、説明をいただいた後、意見等をいただいてもよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし

会長	ありがとうございます。それでは、事務局から説明してください。
給与厚生係長	<p>(8 その他資料に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定対象は瀬戸市や瀬戸旭医師会との調整が必要なものを除いたもの</li> <li>・平成16年4月1日に1.07%減額して以降改定を行っていない。</li> <li>・市で検討を行った結果、一律に全体の報酬額を改定する必要はなく、教育委員会委員と監査委員(識見を有するもの)を今回改定する対象とした。</li> <li>・教育委員会委員を42,500円から48,000円に引き上げ。</li> <li>・監査委員(識見を有するもの)を84,100円から100,000円に引き上げ。</li> <li>・改定額(案)は県内各市の報酬額の全体平均をベースに検討した。</li> </ul>
会長	ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、この件は本審議会の審議対象ではありません。あくまで、市としてこのように改定したい、という案に対して御意見を賜りたいということです。皆さまの御意見で整理できるものは整理させていただきますが、審議会としての意見をまとめるということでもないと思います。あくまで皆さまから御意見をいただいて、それを参考にする、ということによろしいでしょうか。
人事課長	よろしくお願いします。
福田委員	教育委員会委員と監査委員(識見を有するもの)の方はそれぞれ何名いらっしゃるのですか。
人事課長	教育委員会委員は4名、監査委員(識見を有するもの)は1名です。
福田委員	調査、検討するのも大変だったと思いますが、特別職非常勤の方の報酬の改定について、今後は毎年このような調査を行い改定することになるのですか。
人事課長	他の自治体を調査させていただいた中では、どこの自治体も上げたり下げたりするタイミングがなかなかないというのが実態で、10年、15年据え置くというのが実態でございます。今回、本市が報酬額を見直そうとしている理由としては、昨今、働き方改革の中で「同一労働・同一賃金」ということが叫ばれております。そういった中で、臨時職員の方の賃金が見直されることになりまして、同じように特別職の中の非常勤の方の報酬についても一度内容を精査してはどうか、というのが動機でございます。調査したところ、この2つの委員に関しては県内他市との比較で見たときに乖離が大きいため、このタイミングで整理した方が良いかな、と考えたものでございます。従いまして、非常勤特別職の方の報酬につきましては、毎年改定するというよりも、このタイミングで改定したら、その後しばらくはその額でいく、ということになるというのが実態です。
会長	案について妥当かどうか、という部分はいかがでしょうか。
人事課長	市役所の職員だけでこのようなことを考えたものでございまして、せっかくの機会がありましたので、皆さんの見識、知識も含めて忌憚のない御意見をいただければと思っております。
柘原委員	現在の報酬はどれくらい据え置かれているのでしょうか。
人事課長	平成16年からですので、15年以上になります。
柘原委員	それだけ上げてないのであれば引き上げてもいいタイミングだと思います。
福田委員	先ほどもお聞きしましたが、10年はそのまま大丈夫だろう、という考えは良くないと思います。3年毎に検証するといったことは考えていただきたいです。

人事課長	平成16年に引き下げて以降、市長、副市長といった特別職の報酬の額については下がり続け、最近上がってきたという経過を辿っておりますので、全体的に上がり傾向ではなかったということで改定されなかったのかな、ということは感じております。
会長	平成16年以降、本審議会の答申もしばらくは引き下げとなっております。非常勤の特別職の方の報酬はそこまで大きな額ではありませんので据え置いてきた、というのがあるのだと思いますけれども、福田委員が言われるように定期的な見直しは必要ではないかと思えます。
中筋委員	選挙事務においてミスがあった、というのがよくニュースで聞かれるのですが、報酬額が低く、人が集まらないという影響はありますでしょうか。
人事課長	今の質問ですといわゆる投票立会人の関係だと思えますが、担当部署にそういったヒアリングは行っておりませんが、投票立会人が足りなくて苦慮している、という話は聞いておりません。
木村委員	長年上がっていないということと、他市と比較して低いということで、報酬額を上げることについては問題ないと思えます。資料を見ていると、それぞれの自治体ごとに報酬額にかなりばらつきがありますが、業務内容がそれだけ異なるのでしょうか。
人事課長	教育委員会委員及び監査委員につきましては、行政委員といわれるもので、地方公共団体では必置となっております。役割に関しましては、どこの自治体も大きくは変わらないということであります。ただ、市の規模によって職責は大きく異なってきますので、大きな自治体は報酬額が高く、そうでない自治体は低いというようには思えます。
会長	業務の質、内容は変わらなくても、量は変わってきますよね。例えば監査委員ですと、組織が大きくなればそれだけのボリュームの書類を取り扱わなければいけませんし、教育委員会委員は学校数が多ければ、それだけ問題事例が多く発生しますので、対処が必要になってきますからね。ありがとうございます。他はよろしいですか。 皆さんの意見を踏まえたと、この案に反対ではないということですかね。では、基本的に事務局案について当審議会としては反対ではなく、長年据え置かれていましたので、この案どおり引き上げるべき、という意見が多かった、このようなまとめ方でよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
人事課長	ありがとうございます。
会長	では、この件につきましては今日の審議会をもちまして検討を終わりたいと思えます。他に事務局から何かありますでしょうか。
給与厚生係長	次回第2回の開催日程は、令和2年1月10日（金）午後3時から、尾張旭市役所3階講堂1で内定させていただいております。開催通知等につきましては、後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長	次回開催日についてはよろしいでしょうか。それでは、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。また次回もよろしくお願いいたします。